

## 【介護(介護予防)】指定訪問看護の重要事項説明書

あなたに対する訪問看護の提供開始にあたり、厚生労働省令第37号の第8条に基づいて、事業者があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

### 1. 事業者概要

事業者名称	医療法人唐虹会
所在地	佐賀県唐津市原 1015 番地
代表者名	理事長 進藤龍一
電話番号	電話 0955-77-0711 FAX 0955-77-2274

### 2. 事業所概要

事業所名称	訪問看護ステーションはる
指定番号	4160290070
所在地	佐賀県唐津市原 990-1
電話番号	電話 0955-58-8866 FAX 0955-58-8870

### 3. 事業の目的と運営方針

#### 【事業の目的】

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

#### 【運営の方針】

- (1) 訪問看護ステーションはる(以下、本事業所という。)の看護師そのほかの従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減又は悪化防止に資するように、療養上の目標を設定して支援する。
- (2) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係区市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (3) 本事業所は、必要などきに必要な訪問看護の提供がおこなえるよう、事業実施体制の整備に努める。

#### 4. 本事業所の職員体制(令和6年1月1日現在)

職 種	常勤	非常勤
管理者(看護師)	1名	
看護師・保健師	4名	
作業療法士	0名	
精神保健福祉士	1名	

#### 5. 営業時間

営業日・営業時間	月曜日～土曜日(年末年始12/30～1/3を除く) 午前9時から午後5時(ただし通常の訪問看護を行う時間は午前9時半～午後5時)
----------	---

#### 6. 営業地域

通常地域	唐津市・玄海町
------	---------

※上記以外の地域への訪問看護では交通費は実費の扱いとなります。

#### 7. 利用料

- 利用料として介護保険法第41条に規定する居宅介護サービス費及び医療保険法の定める支給対象となる費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとします。
- 利用者は、訪問看護ステーションは料金表(別紙)に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料および、サービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。
- 利用料金の支払い方法  
利用料は1カ月単位とし、当月分を翌月中旬までにご請求させていただきます。窓口にてお支払いいただき、領収証を発行いたします。

#### 【キャンセル料】

訪問看護の利用中止については、当日朝9時までにご連絡をいただければ、予定されたサービスを変更または中止することができます。

ご連絡をいただく時間	キャンセル料
当日、朝9時までのご連絡の場合	不要です。
当日、朝9時までにご連絡のない場合	1提供あたりの料金の1割と交通費を請求します。

※ただし、利用者の急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

## 8. 緊急時等の対応の方法

サービス提供にあたり、事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所等に連絡します。

ご家族	氏名： (続柄： ) 連絡先(昼)TEL： 連絡先(夜)TEL：
主治医	医療機関名： 医師名： 電話番号：
居宅支援 事業所	所在地： 担当者： 電話番号：

## 9. 事故発生時の対応

- (1) 訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等、市町村、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 10. 災害発生時の対応

災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

## 11. 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知りえた利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

## 12. 高齢者への不適正な対応防止

本事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- (2) 訪問看護計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

13. 第三者評価の実施状況 あり なし

14. 苦情申し立て窓口

【事業所の窓口】 訪問看護ステーションはる 担当者 大島るみ	所在地：佐賀県唐津市原 990-1 電話：0955-58-8866 F A X：0955-58-8870 受付時間：月曜日～土曜日 午前 9 時～午後 5 時
【公的団体の窓口】 唐津市高齢者支援課	所在地：佐賀県唐津市西城内 1 番 1 号 電話：0955-72-9230 F A X：0955-73-8451
佐賀県国民健康保険団体連合会	所在地：佐賀県佐賀市呉服町 7 番 28 号 佐賀県国保会館 電話：0952-26-4181 (代表)

令和 年 月 日

指定訪問看護の開始にあたり、ご利用者に対して重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明いたしました。

【指定居宅サービス事業者】

〒847-0031 佐賀県唐津市原 990 番地 1  
医療法人唐虹会 訪問看護ステーションはる

(説明者) \_\_\_\_\_ (印) (管理者) 大島 るみ \_\_\_\_\_ (印)

私は、本書面により、本事業者から訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を受けました。

【利用者】 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

【ご家族・代理人】 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

(続柄: \_\_\_\_\_ )